

◇通勤手当支給規則の一部を改正する規則

- 1 駐車場等の利用に係る通勤手当の支給にあたり必要な事項を定めることにしました。
- 2 その他必要な規定の整備を行うことにしました。
- 3 必要な経過措置を講ずることにしました。
- 4 この規則は、令和8年4月1日から施行することにしました。

(総務局人事部給与課)